

## スロバキア商法上の Chaining Restriction の概要と留意点

ヨーロッパニュースレター

2024年5月9日号

執筆者:

[木津 嘉之](#)

[y.kizu@nishimura.com](mailto:y.kizu@nishimura.com)

[益田 美佳](#)

[m.masuda@nishimura.com](mailto:m.masuda@nishimura.com)

### 目次

I Chaining Restriction の概要

II Chaining Restriction の適用範囲

III Chaining Restriction 違反の効果

IV 日本企業に向けた留意事項

## I Chaining Restriction の概要

### 1. 概要

スロバキアの Chaining Restriction は、スロバキア商法上、単独株主を有する有限責任会社が、他の有限責任会社の単独設立者又は単独株主になることを禁止するというものである。その趣旨は、有限責任会社の債権者保護にあるとされている<sup>1</sup>。

日本法及び実務においては、存在しない規制であるところ、本ニュースレターでは、スロバキア商法上の Chaining Restriction の概要、適用範囲及び違反の効果を解説した上で、特に日本企業に向けた留意事項を分析する。

### 2. 問題となる具体例

スロバキア商法上の Chaining Restriction が問題になる場合の具体例としては、有限責任会社たる B 社が C 社という単独（100%）株主のみを有していた場合に、B 社が有限責任会社たる A 社の全株式を新たに取得し A 社の単独（100%）株主となった場合には、結果として、単独株主（C 社）を有する有限責任会社（B 社）が、他の有限責任会社（A 社）の単独株主になるため、Chaining Restriction 違反が生じるというもの

<sup>1</sup> この点に関して、スロバキア商法上、有限責任会社においては、株主有限責任のため、原則として株主は会社の債務に対して責任を負わない。もっとも、有限責任会社の株主が1名のみである場合には、単純な設立証書（simple deed of foundation）に基づいて会社を設立することができる一方で、複数の株主がいる場合には、設立に関する覚書（memorandum of association）を適切に作成して会社を設立する必要があり、当該覚書には、会社が補填義務を負う準備金の金額及び補填の方法等の詳細を記載する必要がある。このため、Chaining Restriction によって、株主を複数としなければならないとすることで、当該覚書の作成義務が生じる等の理由から、ひいては債権者保護につながるという趣旨であると考えられる。

である。

(具体例)



### 3. 違反状態の解消方法

Chaining Restriction の違反状態を解消するためには、「単独株主を有する有限責任会社」（上記具体例では B 社）、又は「他の有限責任会社」（上記具体例では A 社）のレベルにおいて、株主が単独であるという状態を解消し、株主を複数にすることが必要である。

上記具体例でいうと、B 社の株主を最低 1 名追加する、又は A 社の株主を最低 1 名追加することで、Chaining Restriction の違反状態を解消することができる。当該追加する株主は、既存の株主のグループ会社とすることも可能である。

## II Chaining Restriction の適用範囲

Chaining Restriction の適用範囲については、以下の通り見解が分かれているため、留意が必要となる。

### 1. スロバキア以外の国の法律に基づき設立された有限責任会社に対しても適用されるとする見解

スロバキアにおける一つの見解では、Chaining Restriction は、スロバキア以外の国の法律に基づき設立された有限責任会社が、スロバキア法に基づき設立された有限責任会社の株式を取得する際にも適用されると考えられている。

すなわち、上記具体例に当てはめると、もし仮に A 社がスロバキア法に基づき設立された有限責任会社であれば、B 社が例えば日本企業のように、スロバキア以外の国の法律に基づき設立された有限責任会社であったとしても、Chaining Restriction が適用されることとなる。

### 2. スロバキア以外の国の法律に基づき設立された有限責任会社に対しては適用されないとする見解

他方で、スロバキア以外の国の法律に基づき設立された有限責任会社に対しては Chaining Restriction は適用されないとする見解が存在し、当該見解によれば、Chaining Restriction は、スロバキア法に基づいて設立された有限責任会社に対してのみ適用されることとなる。

すなわち、上記具体例に当てはめると、A 社及び B 社の両方ともが、スロバキア法に基づき設立された有限

責任会社である場合のみに、Chaining Restriction が適用されるという見解である。

### 3. 留意事項

スロバキアにおいて、Chaining Restriction の適用範囲に関する明文の法令及び確定した判例は存在しないものの、Chaining Restriction がスロバキア以外の国の法律に基づき設立された有限責任会社に適用されることを示した裁判例が存在することに、留意が必要である。

もっとも、スロバキアにおいて、上記 2 つの見解が存在することは事実であるため、Chaining Restriction の検討に当たっては、両方を見解を考慮した上で検討することが望ましいと考えられる。

## III Chaining Restriction 違反の効果

スロバキア商法上は、Chaining Restriction 違反の法的効果を明確に規定されていないが、実務上、以下の 2 つの法的効果が生じうるものと考えられている。

### 1. スロバキアの裁判所が Chaining Restriction の違反状態にあるスロバキア法に基づき設立された会社の解散を命令する可能性

スロバキアの裁判所が、スロバキア法に基づき設立された有限責任会社が Chaining Restriction に違反していると判断した場合には、裁判所は当該会社の解散を命じることができる。但し、裁判所が解散を命じる前に、当該会社に対して問題を改善するための 90 日間の猶予を与えなければならない。

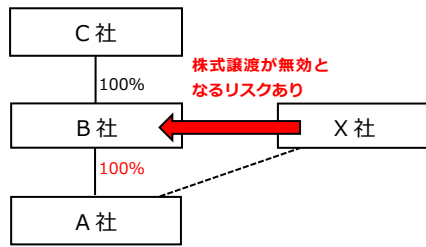
当該違反状態を解消するためには、上記 **I 3.** で述べた通り、上記 90 日間の猶予期間中に、「単独株主を有する有限責任会社」（上記具体例では B 社）、又は「他の有限責任会社」（上記具体例では A 社）のレベルにおいて、単独株主の状態を解消し、株主を複数にすることが必要である。

もっとも、スロバキアの裁判所が上記解散命令を実行した事例は知られていないこと、及び 90 日間の猶予期間があることから、上記解散命令を受けるリスクは一般的には相当程度低いものと考えられる。

### 2. Chaining Restriction 違反を生じさせた株式譲渡が無効になる可能性

法律に違反する契約は無効になるとするスロバキア法上の原則により、Chaining Restriction 違反を生じさせることになった株式譲渡に関する契約が無効と判断される可能性がある。

(具体例)



上記具体例でいうと、例えば、A社の株主が元々B社とX社の2社であったところ、X社からB社に対し保有するA社の全株式を譲渡した場合には、当該株式譲渡により、①B社がA社の単独株主となり、かつ②元々C社がB社の単独株主であったため、結果として、単独株主（C社）を有する有限責任会社（B社）が、他の有限責任会社（A社）の単独株主になるため、Chaining Restriction 違反の状態が生じることとなる。その場合に、Chaining Restriction 違反を生じさせることになった、X社からB社に対する株式譲渡が無効と判断される可能性がある。

裁判所において、当該株式譲渡に関する契約が無効と判断された場合には、前売主（上記具体例でいうと、X社）が当該株式を従前通り保有し続けていることとなる。

Chaining Restriction 違反により過去の株式譲渡が無効となるリスクがある場合には、無効となる恐れがある株式譲渡契約の契約当事者同士（上記具体例でいうと、X社及びB社間）で新たな株式譲渡契約を締結し直し、違反状態を治癒することが実務上の対応として行われている。

もっとも、Chaining Restriction 違反により過去の株式譲渡が無効となるかどうかについては議論があり、見解が分かれている点には留意が必要である。

#### IV 日本企業に向けた留意事項

以上の通り、日本企業が、スロバキア法に基づき設立された有限責任会社の株式を新たに取得する場合には、スロバキア商法上の Chaining Restriction に関して留意が必要となる。また、日本企業が、スロバキア法に基づき設立された有限責任会社と関係するデューデリジェンスを行う場合にも Chaining Restriction の違反の有無につき留意が必要となる。

さらに、日本企業のグループ子会社の中にスロバキア法に基づき設立された有限責任会社が存在する場合には、現在 Chaining Restriction の違反状態が生じていないかを確認することが考えられる。

Chaining Restriction は、スロバキアの実務においても未だ解釈に争いのある論点であることから、新たな判例や事例の蓄積等の今後の動向が注目される。

最後に、Chaining Restriction の規制の詳細や違反状態の解消方法の詳細については、個別事案に応じた調査及び検討が必要となるため、現地の最新の法令及びプラクティスに精通した弁護士に相談することが望ましいと考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)